

座談会

最高裁総務局・人事局・情報政策課
との座談会

主催 日本裁判所書記官協議会
日時 平成27年6月2日(火)午後6時
場所 グランドアーク半蔵門

出席者

最高裁判所

総務局 第一課長 大須賀 寛之
同 第二課長 清藤 健一
同 参事官 平城 文啓
同 第三課長 佐野 寛次
人事局 給与課長 春名 茂
同 参事官 尾崎 裕
情報政策課参事官 松本 真

日本裁判所書記官協議会

会長 永田 浩昭
副会長 久川 三紀夫
同 宇留川 千秋
事務局長 千葉 修也
総務部長 中沖 美千代
経理部長 原 琢真
企画調査部長 大澤 寛久
企画調査部員 田 篤
総務部員 佐古 智昭
情報化事務担当部長 関塚 和子

テーマ

- 1 書記官事務の整理について
 - (1) 取組の現状及び課題について
 - (2) (1)を踏まえた今後の取組の予定について
- 2 分野ごとの書記官事務の状況等について
 - (1) 民事・行政関係
 - ア 最近の民事事件の動向
 - イ 法改正等
 - ウ 判決原本等の国立公文書館への移管について
 - (2) 刑事関係

- ア 最近の刑事事件の動向
- イ 法改正等
- ウ 裁判員制度の実施状況等について

(3) 家事関係

- ア 最近の家事事件の動向
- イ 法改正等
- ウ 家事事件における書記官事務の状況
- エ 子奪取条約実施法について

(4) 少年関係

- ア 最近の少年事件の動向
- イ 法改正等

3 書記官事務に関する最近の動向について

(1) 書記官事務の環境整備等について

- ア 音声認識システムやデジタル録音機など、法廷等事件関係室に設置される機器の運用状況及び今後の方向性について

- イ J・NET ポータルに掲載されている規則集データベースの充実について

(2) 録音反訳の運用状況と今後の課題について

(3) 帳簿諸票関係事務の現状と課題について

(4) 適正な事務の確保のために留意すべき事項等について

(5) 書記官事務における秘匿情報の取扱いについて

(6) 将来における裁判所の電子化と書記官事務について

4 書記官の定員の状況について

5 書記官の給与上の諸問題等について

(1) 書記官全体の処遇について

(2) 級別定数関係について

- ア 5級以下関係

- イ 官職増設関係

6 書記官の任用上の問題について

(1) 書記官の任用政策について

- ア 主任書記官のポストの増設について

- イ 他官庁への出向状況等について

(2) 主任書記官選考について

(3) 女性書記官の管理職登用について

(4) 再任用制度について

(5) 仕事と生活の調和への配慮について

(6) 次世代育成を支援する取組や制度（子どもを生み育てることと仕事の両立）について

(7) 産前・産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保について

7 書記官の人材育成における課題と今後の方向性について

8 メンタルヘルスについて

9 システム開発等と書記官事務について

- (1) 裁判所における情報化の状況と課題について
 - ア 情報システムの全体最適化
 - イ 情報セキュリティ水準の向上
 - ウ 災害等に強い情報システムの構築等
- (2) 情報化を推進するための人材の育成について
- (3) 各種裁判事務支援システム（MINTAS, KEITAS）の稼働状況等について
 - ア MINTAS の稼働状況
 - イ MINTAS の家庭裁判所への導入
 - ウ KEITAS の稼働状況
 - エ KEITAS の機能改善改修
 - オ KEITAS の更に使いやすいシステムに向けた取組
- (4) 家庭裁判所や簡易裁判所の情報化について
 - ア 家庭裁判所の情報化について
 - イ 簡易裁判所の情報化について
- (5) J・NET ポータルの充実について（3(1)イを除く分野について）
- (6) 情報セキュリティ（USB メモリ等による非公表情報の持ち出しを含む。）の職員への意識付けについて
- (7) 平成28年に予定される [] と書記官事務への影響について

10 東日本大震災への対応状況について

千葉事務局長

本日は、御多忙の中、日本裁判所書記官協議会のために御出席いただき、誠にありがとうございます。

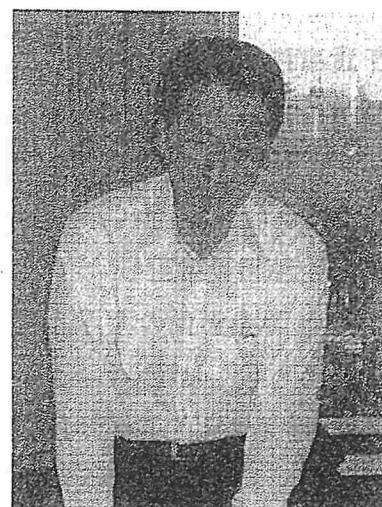
ただいまから、総務局、人事局及び情報政策課との座談会を始めさせていただきます。開催に当たり、当協議会の永田会長から御挨拶申し上げます。

永田会長

本日は、お忙しいところ、総務局から大須賀第一課長、清藤第二課長、佐野第三課長、平城参事官、人事局から春名給与課長、尾崎参事官、情報政策課から松本参事官に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日本裁判所書記官協議会の活動に日頃から御理解と御協力をいただいておりますことにも、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

この座談会の結果につきましては、今年も7月に発行する会報書記官に掲載する予定ですが、最高裁事務総局において取り組まれている書記官に関する諸施策の動向や課題をタイムリーに、かつ分かりやすく把握できるということで、全国各地の会員が最も楽しみにし、期待している記事



永田会長

の一つとなっております。各局課の御負担は大変重いものとなっているのではないかと推察しておりますが、会員の期待を御斟酌いただき、今年も大変貴重なお話を伺いできるものと楽しみしております。

さて、およそ15年前から始まった司法制度改革は、現在、改革の内容を着実に実施し安定化させる時期にあります。この間、平成17年の民事執行法の改正において、物件明細書や配当表の作成を書記官が行うこととされるなど書記官の権限は大きく拡がるとともに、労働審判制度、裁判員制度等の導入によって書記官の役割や職務内容が大きく変化してきました。我々書記官は、そのような変化に対応すべく自己研鑽に努め、司法に対する国民の期待に応えるべく、裁判官等と協働して、適切かつ円滑な制度の運用に努めてきました。

しかしながら、書記官事務の現状を見ると、書記官が事務の本質を理解せずに、あるいは、個々の事件の処理に当たり裁判官等と共通の認識を持たないまま、適切とはいえない事務処理を行うといった状況がいまだ見られるところです。このような現状を踏まえると、我々書記官は、より一層の努力を重ねる必要があります。

日書協におきましては、書記官の役割が更に大きくなっている状況の中、書記官事務の現状を踏まえ、書記官が個々の事件処理において正確で適切な事務を遂行するとともに、司法制度改革等によって導入された制度を着実に、そして安定的に実施するための「専門的知識及び技能の向上」を目指し、様々な企画を検討し、鋭意実施に移していきたいと考えています。

そして、日書協の活動が有効な取組となるためには、最高裁の問題意識や諸施策の意図、目的を踏まえて活動を行っていくことが重要であると考えておりますし、最高裁事務総局の方々に日書協の考え方や取組を知っていただくことによって最高裁の施策に活かせるものもあるのではないかと思います。そういう観点から、本日の座談会では、これまでとは違ったお話を聞かせいただくとともに、率直な意見交換をさせていただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

千葉事務局長

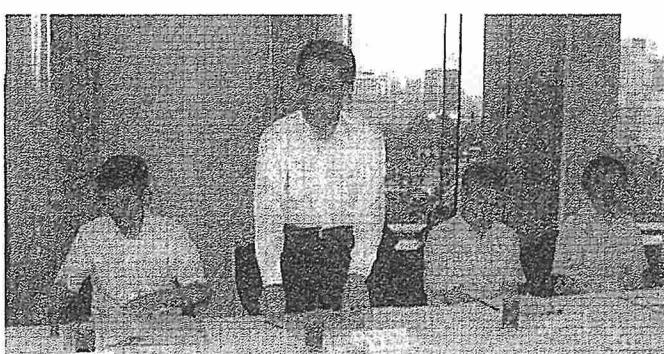
それでは、これからのお進行は大澤企画調査部長にお願いします。

1 書記官事務の整理について

大澤企画調査部長

企画調査部長の大澤でございます。よろしくお願ひします。

まず、書記官事務の整理について、取組の現状及び課題についてお聞かせください。



左から久川副会長、永田会長、宇留川副会長、千葉事務局長

平城総務局参事官

(1) 取組の現状及び課題について

書記官事務の整理の取組は、現在のあるべき書記官事務の姿を裁判所全体で共有し、裁判手続に真に必要な書記官事務が合理的に遂行される状態を将来にわたって確保することを目的とするものです。

書記官事務は、適正迅速な裁判を支えるためのものですから、裁判の運営主体である裁判官が、あるべき書記官事務の姿を理解しておくことが必要です。したがって、裁判官と書記官とが現状の書記官事務があるべき姿になっているかどうかを不斷に検討し、議論を重ねて、合理的な書記官事務の遂行へとつなげていく、という日常的で主体的な検討や実践こそが取組の基本となる姿であると考えています。

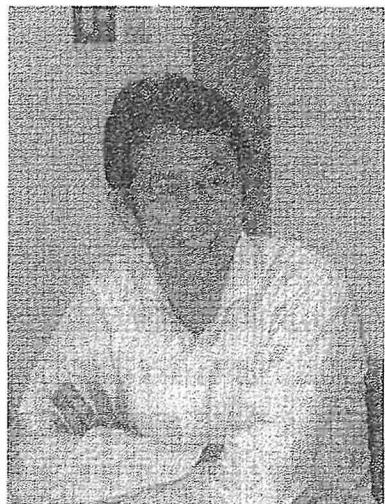
そこで、書記官事務の整理の取組では、裁判官と書記官との間、書記官同士で、あるべき書記官事務の姿を検討する前提となる視点、すなわち書記官の設置根拠から導かれる、事務の法的根拠と目的という二つの視点を共有することが重要であると考えています。もちろん、この視点を共有しただけであるべき書記官事務の姿が明らかになるわけではありません。この視点を踏まえた上で、裁判実務の実情に応じた合理的な事務の姿を追求することによりはじめて、その時代、その場所に応じたあるべき書記官事務の姿が明らかになっていくものです。

これまで、裁判所職員総合研修所や司法研修所と連携し、両研修所で合同開催される実務研究会等において、書記官事務の整理の視点に基づいた共同研究を実施してきました。具体的には、日常当たり前のように行われている特定の事務を取り上げ、事務の根拠・目的に立ち返りながら、裁判官は書記官がどのようなことを行うべきであると考えているか、書記官は実際にどのようなことを行っており、また、それはなぜ行っているかという切り口で、現状の事務があるべき姿になっているかどうかの検討を行っています。このような研究会等を続けてきたこともあります。各府においては、裁判官と書記官との間、裁判官同士、書記官同士で、裁判実務についての議論が自然と行われるようになってきたと感じているのではないでしょうか。

ただ、一朝一夕で効果が現れるようなものでもないと考えているところであり、この取組についてはそれぞれの現場で継続的に繰り返し行われることが何より大事なことであると考えています。

大須賀総務局第一課長

組織としての私たちの使命は、国民に対して最適な良い司法サービスを提供することにあります。



平城総務局参事官

ここで必要なのは、それぞれの官職がそれぞれの役割を

最大限発揮して、一つの裁判という結果を生み出していくことです。そのためには、官職相互や官職内部において、自分たちはなぜその事務を行っているのか、もっとよい方法があるのではないか、在るべき事務について自覺的に議論していく、このような営みを日常的に行っていくことが重要なのです。

(2) (1)を踏まえた今後の取組の予定について

大澤企画調査部長

取組の現状及び課題を踏まえた今後の取組の予定についてお聞かせください。

平城総務局参事官

この取組が根付いていくためには、書記官事務を検討する視点が裁判所全体で共有され、これが日常の執務に活かされていく必要があります。最高裁としては、例えば、日常的な取組の実例をいくつか紹介するなど、このような実例の紹介を含め、各部や各庁における裁判実務についての議論に有益な情報の提供をしていきたいと考えています。

2 分野ごとの書記官事務の状況等について

大澤企画調査部長

分野ごとの最近の動向と、それに伴う書記官事務の状況等について、お聞かせください。

大須賀総務局第一課長

(1) 民事・行政関係

ア 最近の民事事件の動向

最近の民事事件の事件数の動向について、平成26年の全国の新受件数は、全体として平成25年に引き続き減少しています。

具体的には、地裁の訴訟事件（15万1636件、前年比－約4.43%）及び簡裁の訴訟事件（33万1476件、前年比－約4.57%）は、平成21年をピークに減少傾向にあります。この点については、地簡裁の訴訟事件の増加の大きな要因であった不当利得返還請求事件が終息に向かい一つあることに加えて、簡裁においては、貸金請求事件が大きく落ち込んだことも要因であると言えます。

そのほか、平成15年をピークに減少している破産事件（7万3368件、前年比－約9.57%）、平成22年に減少に転じた不動産執行事件（2万8084件、前年比－約16.7%）も事件数が減少しています。

イ 法改正等

平成25年12月11日に消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成25年法律第96号。以下「消費者裁判手続特例法」）が公布されました。消費者裁判手続特例法は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。現在、この法律に基づく手続の円滑な導入に向けて、最高裁判所規則をはじめとして、規程・通達等も含めて、制定や改正の作業を

行っています。

民法の改正については、債権関係の規定について、約200項目にわたり見直した民法の一部を改正する法律案が、現在、国会で審議されています。法案が成立した際には、各府に對して情報提供を行う予定です。

次に、民事調停事件においては、法的判断や専門的知識に裏付けられた合理的なあっせんを求める当事者のニーズに応えられるよう、その紛争解決機能を強化する取組を進めています。平成25年12月には、これまでの議論を集約した形で司法研究報告書が刊行され、具体的な調停運営モデルや留意点が提示されました。

ウ 判決原本等の国立公文書館への移管について

最高裁判所においては、公文書等の管理に関する法律第14条（旧国立公文書館法15条）の規定により平成21年8月5日に内閣総理大臣と最高裁長官との間で締結された申合せ等により、保存期間が満了した裁判文書のうち歴史資料として重要なものである①民事事件（民事訴訟事件、行政訴訟事件及び人事訴訟事件）の判決原本等、②事件記録等保存規程第9条第2項により特別保存に付されている民事事件の事件記録等及び③大審院時代（裁判所法の施行の日（昭和22年5月3日）前）に備え付けられた帳簿諸票を国立公文書館へ移管することとされています（③については、平成25年の申合せ等の改訂により、新たに移管することとされました。）。

上記申合せ等を受けて平成22年2月1日に策定された移管計画（第1期）により、平成24年までに、①及び②のうち全ての裁判所の昭和30年までに完結した事件に係るものが移管されました。平成25年以降については、同年6月26日に策定された移管計画（第2期）により、平成29年までに、①及び②のうち昭和37年までに完結した事件に係るもの及び③のうち民事事件の事件簿が移管されることになっており、平成26年は名古屋・福岡高等裁判所管内のものが移管されました。平成27年は大阪・高松高等裁判所管内のものの移管が予定されており、平成28年以降も順次他の裁判所のものを移管していくことになります。

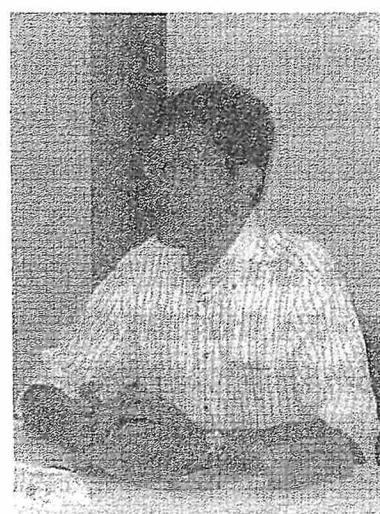
（2）刑事関係

ア 最近の刑事事件の動向

最近の刑事事件の事件数を見ると、平成26年の刑事訴訟事件の新受人員は、高等裁判所が5905人（前年比-約3.1%）、地方裁判所が7万2776人（前年比+約1.4%）、簡易裁判所が29万3036人（前年比-約9.0%）（うち略式事件数は28万4342人）となっており、刑事事件全体として新受事件総数は減少傾向にあります。

イ 法改正等

法改正関係では、平成25年6月19日に公布された刑法等の一部を改正する法律及び薬物使用等の罪を犯した者に對



大須賀総務局第一課長

する刑の一部の執行猶予に関する法律は、特別遵守事項として社会貢献活動を新設する更生保護法改正部分が今月までに、刑の一部執行猶予部分が平成28年6月までに施行される予定となっているところであり、現在、手続の円滑な導入に向けて、規則や通達の改正等について検討を進めています。また、新たな刑事司法制度の構築に関する刑事訴訟法等の改正案が今年3月に国会提出されたところですが、新たな制度を多数導入することを内容とするものであり、書記官事務にも大きく影響する見込みであることから、今後も注視していく予定です。

ウ 裁判員制度の実施状況等について

平成21年5月21日の裁判員法施行後、平成27年3月末までの裁判員裁判対象事件の新受人員の累計は9398人であり、罪名別の内訳で見ると、強盗致傷事件2243人、殺人事件1976人、現住建造物等放火事件878人などとなっています。また、判決で終局した人員（裁判員法3条1項に基づく除外決定のあった人員は除く。）は7601人であり、このうち否認事件は3295人となっています。

平成26年の裁判員裁判で裁判員に選ばれた方は6938人です。裁判員を経験された方に対するアンケート結果によりますと、審理の内容の理解のしやすさは若干の低下が見られるものの、評議における議論の充実度についての評価は年々上がっており、裁判所職員の対応、裁判所からの情報提供、裁判所の設備などに対する全体的な印象については、引き続き多くの方から適切なものであると評価していただいております。

裁判員制度は、施行後6年が経過しましたが、国民の熱心な協力の下、これまでのところ概ね順調に運営されています。裁判員を経験された多くの方々から、裁判員として裁判に参加したことは良い経験であったと高く評価していただいている一方で、様々な課題も明らかになってきており、今後も制度導入の理念や刑事裁判の基本的なありように常にたち返りつつ、検証、改善の努力を続けていくことが必要です。また、今後も更に広く裁判所や裁判員制度についての理解を深め、裁判所を身近なものと感じていただくため、引き続き、各府の実情に応じて、これまでの経験、実績も適宜活用しながら、出前講義等の広報活動により国民に積極的に働き掛けていくとともに、このような機会に裁判員制度に対する国民の生の声を聴き、組織的に裁判員制度の運用の改善に役立てていくことも重要です。

清藤総務局第二課長

(3) 家事関係

ア 最近の家事関係事件の動向

平成26年における家庭裁判所の家事事件総数の新受件数は、91万0648件（前年比-約0.6%）となっており、これまで増加傾向が続いているところ、平成26年は若干の減少に転じています。その主な内訳を見ると、家事審判事件は73万0610件（前年比-約0.5%）、家事調停事件は13万7214件（前年比-約1.7%）、人事訴訟事件は1万0527件（前年比-約

0.6%) といずれも高止まりしていますが、このうち、家事審判事件の新受件数が減少に転じた主な要因は、精神保健福祉法上の保護者制度の廃止を盛り込んだ精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律が平成26年4月1日から施行されたことに伴い、保護者選任事件が約4万4000件減少したことによるものであり、後見等監督処分事件及び後見人等に対する報酬付与事件については約3万件増加するなど、依然として増加傾向が続いている。

また、いわゆるハーグ条約の締結に伴う国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下「子奪取条約実施法」という。）に基づく子の返還申立事件の新受件数は、平成26年（施行された4月以降）が9件、平成27年（3月末現在）が11件となっています（うち4件は移送件数であるため、当事者から申し立てられた子の返還申立事件は16件です。）。

イ 法改正等

家事事件に影響する法改正の動向としては、人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄に関する規律等の整備について、平成27年2月、法制審議会国際裁判管轄法制（人事訴訟事件及び家事事件関係）部会において「人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制に関する中間試案」が取りまとめられ、意見募集（パブリックコメント）の手続が行われました。また、同年4月から、法制審議会民法（相続関係）部会において相続に関する規律の見直しについて審議が行われており、これらの議論の動向については、引き続き各府に對して必要な情報提供を行う予定です。

ウ 家事事件における書記官事務の状況

（ア）家事事件全体について

家事法施行から約2年半が経過し、実務の運用が定着しつつある一方で、家事法の施行後、浮かび上がってきた運用上の問題点として、子の意思の的確な把握・考慮、手続の透明性確保のための新制度（相手方当事者の審問への立会い、事実の調査の通知等）の適切な運用、テレビ・電話会議の更なる活用、調停に代わる審判の活用などが当面の課題となっています。

また、家事法の下における家事調停事件においては、その法的紛争解決機能の強化が求められており、裁判官のみならず、書記官、家裁調査官、調停委員等の関係職種が問題意識を共有し、それぞれの役割を適切に果たしていく必要があります。家事事件を担当する裁判官を始めとする関係職種が参加した協議会等において、裁判官による調停手続への効果的な関与を実現するための手段とその課題について、各府の実情を踏まえた実践的かつ分析的な議論が行われ、これまでの議論の一応の取りまとめとなる協議の結果については、家庭局から全府に対し還元されたところです。さらに、各府の取組が現在どのような段階にあり、今後、取組をどのように進めていく必要があるのかといった点に重点を置いた議論も行われました。

最高裁判所においては、各府の取組を支援するために、引き続き、協議会等を通じて各府の実情把握に努めるとともに、必要に応じて適切な情報提供を行っていきたいと考えています。

(イ) 成年後見関係事件について

平成26年における成年後見関係事件（後見開始等、保佐開始等、補助開始等及び任意後見監督人選任事件）の新受件数は、前年比約1.0%増の4万3741件と、引き続き増加傾向にあり、高齢化の進行等に伴って、今後もますます成年後見制度の利用が増えることが予想されます。

一方で、後見人等が不正行為を行い、逮捕、起訴され、実刑判決を受けた事例が報道されるケースも後を絶たない状況にあり、平成26年1月から12月までの間に全国の家庭裁判所から報告された後見人等による不正事案は831件、被害総額は約56億7000万円にも上っています。

家庭裁判所においては、後見人等による不正行為に適切に対処しつつ、専門職後見人等の活用や後見制度支援信託の利用を拡大し、更なる不正防止策の充実を図っていくことが喫緊の課題となっています。特に、後見人等による不正行為を防止するためには、導入後3年余りが経過した後見制度支援信託の更なる活用が重要となるところ、平成24年2月1日から平成26年12月末日までの間の全国の利用事件数は3389件となっており、利用の拡大が進んでいるものの、その活用が一部の府に偏っている状況も見受けられます。

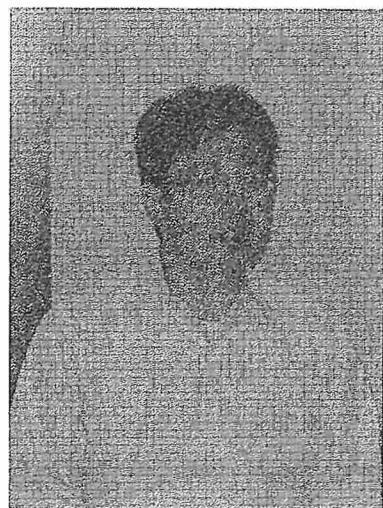
なお、後見人等による不正行為を防止するとともに、今後は、累増する後見等監督処分事件等について実効的かつ合理的な事件処理を図る観点から、後見等監督の在り方について、現状を客観的に検証した上で、実証的な視点を持って見直しを検討し、関係職種間の共通認識を形成した上で、これを実行に移していく必要があります。そこで、後見事件担当裁判官や書記官が参加した協議会や研究会において、後見等監督の在り方の見直しに関する協議が行われ、後見等監督の在り方の見直しと後見制度支援信託の活用についての具体的な議論が行われました。

最高裁判所においては、今後も各府の取組を支援するため、各種協議会等を通じて各府の実情把握に努めるとともに、必要に応じて適切な情報提供を行っていきたいと考えています。

工 子奪取条約実施法について

子の返還申立事件の第一審における管轄については、東京家裁と大阪家裁に集中しますが、子奪取条約実施法に特則が設けられた家事事件の手続に関しては、全国の家庭裁判所に影響があります。

最高裁判所においては、運用上の支障が生じないよう



清藤総務局第二課長

に、中央当局である外務省を始めとする関係機関との間で必要な協議を行うとともに、東京家裁、大阪家裁のほか、抗告審となる東京高裁及び大阪高裁との間で意見交換を行っています。また、子奪取条約実施法の適用のある面会交流の調停、審判や特別が設けられた親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判については、全国の家庭裁判所の実務に影響があることから、家事事件担当裁判官や書記官が参加した研究会のテーマとして取り上げ、必要な情報提供を行うとともに、平成26年9月には執務の参考となる執務資料を作成して全国の高等裁判所及び家庭裁判所等に配布しました。

(4) 少年関係

ア 最近の少年事件の動向

少年保護事件の新受人員は、昭和58年（68万4830人）以降減少し、平成26年は前年比約11.4%減の10万7479人となっていますが、近年、再非行少年率が過去最高水準で推移するなど、少年審判に対しては、これまで以上に厳しい目が向けられているところです。また、少年法の一部を改正する法律が平成26年4月18日に公布され、少年刑の見直しを内容とするものについては同年5月8日に、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲の拡大を内容とするものについては同年6月18日から施行されています。平成26年度の協議会等においては、少年の健全育成に向けた執務の在り方や裁量国選付添人選任の在り方等について実践的な議論が行われました。

イ 法改正等

平成26年6月11日に新少年院法及び少年鑑別所法等が公布され、平成27年6月1日から施行されています。これらの法律は、少年院の種類等の見直し・再編を含む矯正教育の基本的制度の法定化、在院（所）者の権利義務等の明確化、不服申立制度の整備、第三者委員会の設置等が主な内容となっており、従来の初等少年院及び中等少年院を合わせて第一種少年院と、特別少年院を第二種少年院と、医療少年院を第三種少年院とすることとされ、例えば、少年院送致決定の主文等の記載に変更が生じるなど家裁の実務にも影響が生じることになります。これらの法律の施行に先立ち、少年審判規則の一部を改正する規則が制定され、平成27年6月1日から施行されているほか、少年の処遇に関する少年院等関係機関との連携についての家庭局第一課長事務連絡を発出しました。

3 書記官事務に関する最近の動向について

(1) 書記官事務の環境整備等について

大澤企画調査部長

書記官事務に関する最近の動向として、書記官事務の環境整備等についてお聞かせください。

佐野総務局第三課長

ア 音声認識システムやデジタル録音機など、法廷等事件関係室に設置される機器の運用状況及び今後の方向性について

(ア) 音声認識システムの運用状況について

連目的に証拠調べが行われる裁判員裁判において、一般市民である裁判員等が必要に応じて法廷における証言内容を迅速に確認することができるツールとして平成21年5月の制度運用に合わせて全国の裁判員裁判法廷（60席）に音声認識システムを整備しました。

本システムを構成する機器等が平成26年度に更新期を迎えたことから、障害発生リスクの低減化等を目的として機器構成の単純化とそれに対応したアプリケーションの改修を行いました。

今後も、引き続き安定的な運用が行えるよう技術的なサポートを行っていきたいと考えています。

(イ) デジタル録音機の整備等について

法廷用録音機については、平成22年度までに、高等裁判所・地方裁判所・簡易裁判所の法廷及び家庭裁判所の人事訴訟用法廷に設置されている録音機を全てデジタル化したほか、出張尋問等において利用するためのデジタル録音機（持ち運び可能なもの）を高等裁判所・地方裁判所の民刑各部並びに家庭裁判所本庁及び支部にそれぞれ整備するとともに、少年事件において利用するためのデジタル録音機を、逐語録調書の作成が相当程度見込まれる府に整備してきました。

今後は、これまで整備されたデジタル録音機を、各府の法廷ごとの使用頻度、法廷の増減、逐語録需要の増減等に応じて現場において逐語録作成に支障が生じないように、対応をしていきたいと考えています。

イ J・NET ポータルに掲載されている

(2) 録音反訳の運用状況と今後の課題について

大澤企画調査部長

録音反訳の運用状況と今後の課題について、お聞かせください。

佐野総務局第三課長

録音反訳は、平成10年に本格導入されてから約17年余りが経過しましたが、順次導入府が拡大され、現在では、ほぼ全ての府において利用されています。

録音反訳方式を利用した逐語調書の作成は、明瞭な音源の確保、立会メモの作成、参考資料の選別、反訳初稿の校正という一連の段階を経て行われるものであり、その過程で裁判所外の業者に契約に基づいて反訳作業を行わせるという性質上、書記官事務として、反

訳作業に必要となる情報を適切に提供した上で、提出された反訳初稿が契約に基づく給付として問題がないかを確認する必要があります。これらの一連の事務は、書記官が各事務の目的を理解した上で合理的に遂行する必要がありますが、現状として、書記官によって立会メモの内容が大きく異なっている、校正の方法や程度にもバラツキが窺われるなど、それぞれの事務の目的が意識されないままに行われている場合もあるのではないかとの問題意識を有しているところです。

このような録反事務の現状に対する問題意識を共有し、現場においてあるべき事務の検討や議論を行いつつ、具体的な実践を積み重ねながら、よりよい事務を行っていただきたいと考えています。

なお、録音反訳は業者との間の契約に基づいて行われるものであるため、録音反訳事務を行う書記官において、その契約内容を理解しておく必要があることは言うまでもありません。

(3) 帳簿諸票関係事務の現状と課題について

大澤企画調査部長

帳簿諸票関係事務の現状と課題についてお聞かせください。

佐野総務局第三課長

帳簿諸票の備付・保管、保存、廃棄事務等については、書記官事務等の査察において最高裁から査察事項として指定してきたこともあり、書記官において関心があるところかと思います。

帳簿諸票関係事務は、一部において、通達等に照らして不適切と思われる事務が行われていますが、これは、同事務が事件処理に直接結び付く事務ではないこと等から、その重要性が認識されていないことが一因として考えられます。帳簿諸票は、事件記録と相まって、事件処理の経緯等を明らかにする資料となるものですので、その重要性を再認識していただき、適正な事務を行うようにしてください。

(4) 適正な事務の確保のために留意すべき事項等について

大澤企画調査部長

適正な事務の確保のために留意すべき事項についてお聞かせください。

佐野総務局第三課長

書記官は、各種調書の作成をはじめとする公証事務、期日呼出状や債務名義正本等の送達事務、事件記録の保管事務などを的確かつ着実に行うことを通じて、裁判手続を適正なものとし、その円滑な進行を確保して、当事者等の信頼を得てきました。

ところが、不適切な事務処理事例が後を絶たないばかりか、同様の事例が繰り返されています。他方、裁判所を取り巻く状況については、社会当事者の権利意識の高まり、マスコミや世論の裁判所に対する関心の高まりなどもあって、不適切な事務処理事例が及ぼす影響はますます大きくなっています。着実に築き上げてきた書記官に対する信頼が大きく揺

るぎかねない状況となっています。

適正な事務を確保するためには、事務フローが合理的か、不適切な事務処理につながる要因がどこに内在しているか、情報の引き継ぎが過不足なくなされているかについて、連携する者同士で共通認識をもった上で事務処理の見直しをすることが重要だと考えています。

大澤企画調査部長

適正事務の確保という点でいえば、マニュアルの整備により解決を図るアプローチもあると思われますが、書記官事務の整理との関係でどのようにお考えなのでしょうか。

佐野総務局第三課長

これは、マニュアルの功罪であるかと思われます。基本的な知識を短期間で付与する意味では有効であり、マニュアルを否定するわけではありません。ただ、なぜその帳簿が必要なのか、なぜそのシステムデータが必要なのか、という本質的な部分について、事務に習熟するに応じて十分に理解してする必要があります。このような部分において、書記官事務の整理とも関係してくるところと考えています。

(5) 書記官事務における秘匿情報の取扱いについて

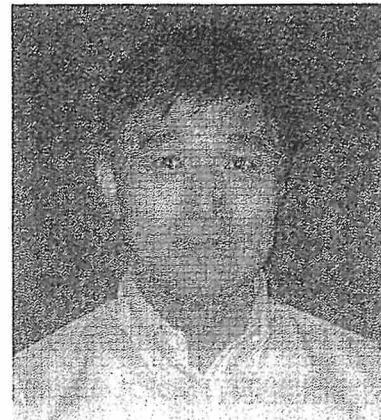
大澤企画調査部長

書記官事務における秘匿情報の取扱いについてお聞かせください。

佐野総務局第三課長

裁判所において秘匿すべきであると判断した情報については、裁判所の意図に反して流出させることのないように適切に管理する必要があり、そのためには裁判官を含めた関係職員間で、問題意識を共有し、共通の視点を持って日々の事務処理態勢を構築しておく必要があると考えられます。平成27年2月19日付け総務局第一課長、民事局第一課長、刑事局第二課長及び家庭局第一課長事務連絡「秘匿情報の適切な管理について」において、秘匿情報の適切な管理のために必要な視点等が、同年4月30日付け民事局第一課長及び総務局第三課長事務連絡「民事非訟手続における秘匿情報の適切な管理について」において、民事非訟手続について各庁で作成されている秘匿情報の申合せの内容や考え方がまとめられていますので、これを参考にしつつ各庁において適切な事務処理態勢の構築に向けた検討を行っていただき、庁全体として事務処理に遗漏のないようにしていただきたいと考えています。

秘匿情報の取扱いについては、その漏えいが重大な結果を生じさせてしまうこともあります、これまでにも日々工夫を重ねられてきたと思いますが、引き続き、現場における検討や議論を行いつつ、よりよい事務を行っていただきたいと考えています。



佐野総務局第三課長

(6) 将来における裁判所の電子化と書記官事務について

大澤企画調査部長

将来における裁判所の電子化と書記官事務についてお聞かせください。

佐野総務局第三課長

MINTAS 等のシステムの導入により、記録の管理や帳簿諸票関係事務については、従前の紙ベースのものから電子化が進んできたところです。電子化が進んだとしても書記官事務としての基本的な考え方には変更はありませんから、電子化前からの議論も踏まえつつ、電子化後のるべき書記官事務の姿を検討していただければと考えています。

今後のさらなる電子化については、現場の必要性や技術の進展を見定めながら適切に対応していきたいと考えています。

4 書記官の定員の状況について

大澤企画調査部長

書記官の定員の状況についてお聞かせください。

清藤総務局第二課長

平成27年度の増員要求については、国家公務員の定員を巡る極めて厳しい情勢の下、裁判所としては、社会経済情勢の変化を背景として一層の複雑困難化が進んでいる民事訴訟事件について、適正かつ迅速な処理を図る態勢を整備する必要がある旨を、また、家事事件については、家事事件手続法の趣旨を踏まえた適正な手続を実現するとともに、累積的に増加する後見関係事件に適切に対応するための態勢を整備する必要がある旨をねばり強く説明し、折衝を経て、財政当局の理解を得るべく全力を注いだ結果、書記官について34人の純増が認められ、また、書記官への振替についても、要求どおり5人が認められました。

永田日書協会長

家裁が繁忙であるという声が非常に多く聞こえてきます。家裁の繁忙状況について何かお話をいただけることがあればお聞かせください。

清藤総務局第二課長

事件動向について、先ほど説明したとおり、成年後見が増加しています。家裁への人員の手当はここ数年行っており、繁忙状況はもちろん各庁ごとに見なければなりませんが、総じてという意味では、それなりに改善していると思われます。

もともと家事事件は、事件の種類も多く、訴訟と違って事務処理が定型的に決まっているわけではなく、庁や工夫によってばらつきもあるというところもあります。特に後見を始め、事務処理の在り方については、現在、裁判官、書記官、家裁調査官を含めて検討中であり、このような検討作業や事務処理をどうしたらいいのかといろいろ考えながらやっているので、これも繁忙感にかなり繋がっているのではないかと思われます。単に増員だ

けではなく、事務処理の合理化を併せて行っていく必要があると考えています。

5 書記官の給与上の諸問題等について

大澤企画調査部長

書記官の給与上の諸問題に關し、お聞かせください。

春名人事局給与課長

(1) 書記官全体の処遇について

書記官の給与上の処遇については、書記官の法律専門職としての高度の専門性、職務の複雑・困難性、書記官の権限拡大、職責の増大などを踏まえ、級別定数改定や官職増設について鋭意折衝を行い、国家公務員の入件費を巡る情勢がこれまで以上に厳しい中、適正な昇格運用の枠組みを維持するのに最低限必要なものを確保したところです。

級別定数の拡大を巡る情勢が年々厳しさを増していることから、今後の級別定数の拡大は極めて困難であることが予想され、これまでの昇格運用が維持できるか予断を許さない状況ですが、定員振替や増員による書記官の年齢構成の変化という状況を踏まえて、書記官の適正な昇格運用の枠組みを維持することができるよう、引き続き努力をしていくつもりです。

(2) 級別定数関係について

平成27年度予算の級別定数の改定折衝においては、国家公務員の入件費を巡る厳しい情勢に加え、人事評価結果に基づく昇格運用が本格化し、昇格水準の抑制を含めた見直しが求められる中、裁判部門の執務態勢をより充実強化する必要があることや書記官の職責が増大していること、また、裁判所においては従前から成績主義・能力主義に則った昇格運用を行ってきてることを強く主張し、粘り強く折衝に当たりました。その結果、次に述べるとおり、裁判部門において中心的な役割を担っている中堅書記官の処遇が後退しないよう、5級以下を中心に一定の成果を上げることができたものと考えています。

ア 5級以下関係

書記官については、これまでの大幅な定員振替及び増員による年齢構成の変化及び級別定数の構成比率の変動に伴い、書記官の適正な昇格運用の維持が困難となることを避けるため、引き続き5級、4級及び3級について定数の切上げを要求し、粘り強く折衝を行った結果、現在の昇格運用の枠組みを最低限度維持するために必要な数の切上げが認められました。

イ 官職増設関係

官職増設については、裁判部門における執務態勢の充実強化を図るため、大阪家裁に次



春名人事局給与課長

席書記官を増設することが認められました。また、主任書記官についても、一定数の増設を確保することができました。

6 書記官の任用上の問題について

(1) 書記官の任用政策について

大澤企画調査部長

書記官の任用政策についてお聞かせください。

尾崎人事局参事官

ア 主任書記官のポストの増設について

下級裁判所の裁判部門の充実強化への取組にとって、主任書記官の配置は極めて重要であることから、「書記官の給与上の諸問題等について」のところで説明したとおり、平成27年度予算においても、一定数の主任書記官の増設を実現することができました。

適正迅速な裁判の実現に向けて裁判部の職員が十分に能力を発揮できるような指導監督態勢を維持・強化できるよう今後も引き続き必要な整備について、努力をしていきたいと考えています。

イ 他官庁への出向状況等について

平成27年4月1日現在、国会関係（衆・参議院）や行政省庁など全12か所に合計36人が出向しています。出向期間は、通常は2年の予定となっています。

他省庁等への出向は、裁判所以外の組織を経験することによって視野が拡大し識見が高まるため、出向者自身の能力向上や専門性を深めることに資するところが大きく、ひいては、それを組織に還元することにより、組織にとっても有用性が高い等のメリットもあることを考慮に入れつつ、事件処理に必要な書記官を確保することを前提に、今後も出向先及び人数について検討していきたいと考えています。

(2) 主任書記官選考について

大澤企画調査部長

主任書記官選考についてお聞かせください。

尾崎人事局参事官

主任書記官選考についてですが、現在は、すべての高裁において公募による主任書記官選考が実施されています。これは、主任書記官の果たすべき役割がこれまで以上に重要になっていることを踏まえて、意欲と能力のある職員を公平で透明な手続によって広く登用していくという趣旨によるものだと認識しています。また、公募制の場合、子どもの養育など自らのライフサイクルを踏まえて、いつごろ選考を受験するかということを自ら選択することが可能であることから、男女共同参画社会における女性の主任書記官の積極的登用に資するのみならず、仕事と生活の調和を考える上でも望ましい方法の一つではないかと考えています。

(3) 女性書記官の管理職登用について

大澤企画調査部長

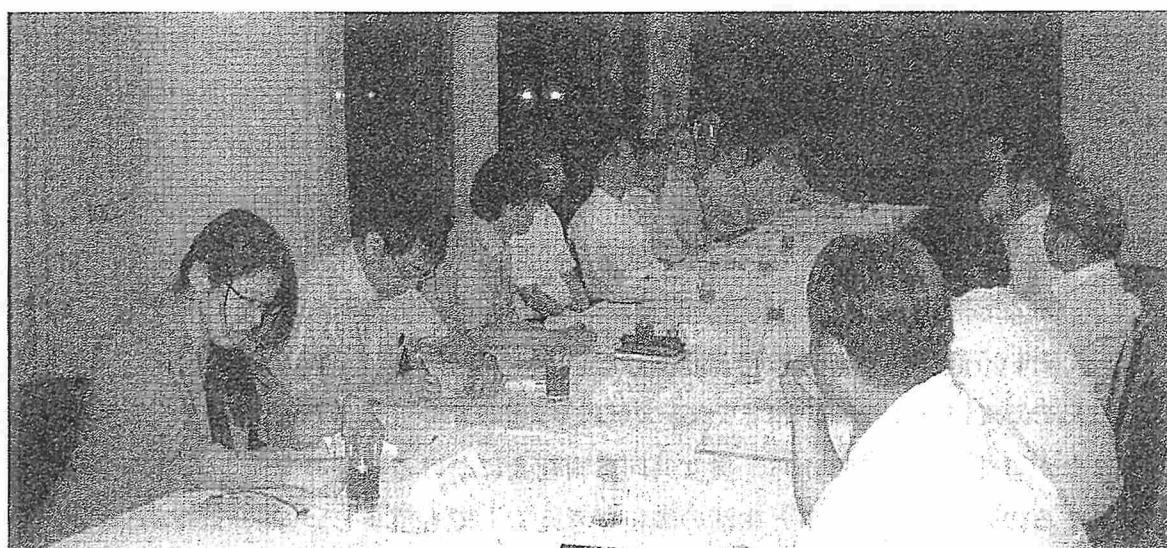
女性書記官の管理職登用についてお聞かせください。

尾崎人事局参事官

裁判所においては、書記官に限らず女性職員の採用・登用拡大を意識した具体的な取組等を通じて、これまでも意欲と能力のある女性職員の積極的な登用を進めてきたところです。

その結果、女性職員の登用の拡大は着実に進んでいるものと考えていますが、上位官職に占める女性職員の割合が他の役職段階や各職種全体に占める女性職員の割合よりも低いことや、政府は「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」ことを目標にしており、これと比較して裁判所の現状はまだ十分とは言えない状況にあることから、引き続き取組を進めていく必要があると考えています。具体的には、適材適所の任用配置という観点を踏まえつつ、職員の家庭事情に配慮した異動の実施に引き続き努めるとともに、管理職による女性職員への助言・指導を含むサポート態勢の充実を図るなど、登用拡大に向けた勤務環境の整備等に努めていきたいと考えています。

また、女性職員が主任書記官等の管理職員への昇任をためらう理由として、広域異動への抵抗感や責任が重くなることへの負担感などが指摘されてきたところですが、引き続きこのような抵抗感や負担感等の解消に向けて取り組んでいく必要があることに加えて、登用後の女性職員に能力を發揮してもらうとともに、後進の女性職員の登用もさらに進めていくためには、現状の管理職員の働き方を変えて、仕事と生活の調和の実現を図っていく意識を持つ必要があると考えています。仕事と生活の調和の実現は、女性職員の登用場面に限らず、職員全員が職場で活躍していただく上でも大切な視点です。働き方を見直す上



日本書協側

では、個々人の意識だけではなく、職場全体としての取組も不可欠ですから、各職場での理解と協力もお願いしたいと考えています。

(4) 再任用制度について

大澤企画調査部長

再任用制度についてお聞かせください。

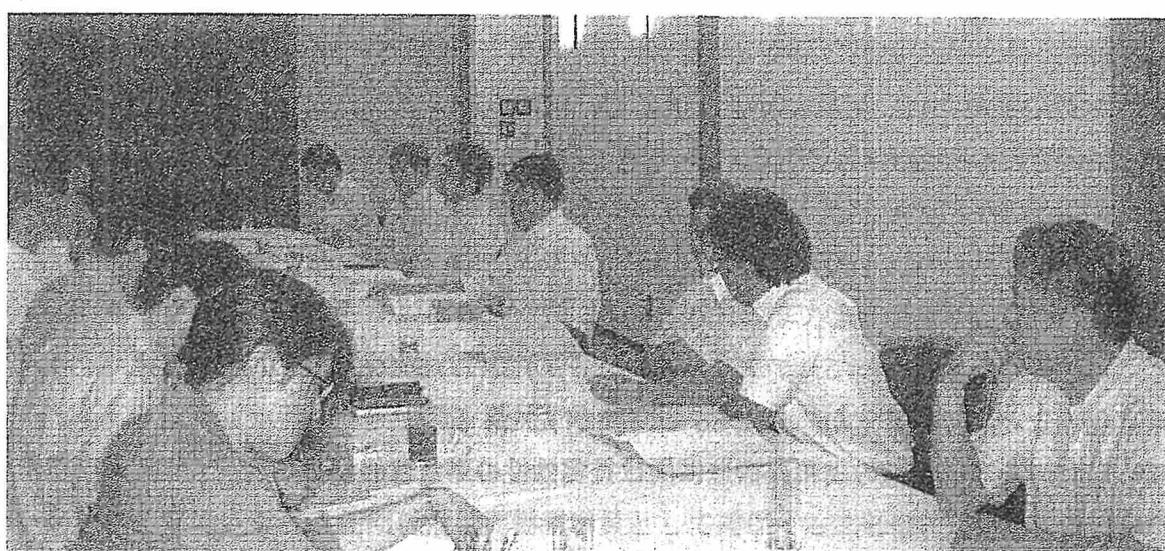
尾崎人事局参事官

国家公務員の雇用と年金の接続について平成25年3月26日に閣議決定があり、同閣議決定においては、平成25年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないよう、当面、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するものとすることで、国家公務員の雇用と年金を確実に接続することとされています。

裁判所に対しては、上記閣議決定の効力が直接及ぶものではありませんが、裁判所においても、上記閣議決定の趣旨を踏まえて、裁判所職員の雇用と年金が確実に接続されるよう、再任用を行っていくこととしています。

したがって、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間については、再任用を希望する職員が国家公務員法上の欠格事由や分限免職事由に該当しない限り再任用を行っています。

また、今後、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられ、定年退職後に無収入となる期間が伸びることから、再任用希望者（任期の更新希望者を含む。）が増加し、それに伴って再任用前の勤務地以外の場所での再任用を希望する者も増加していくことが予想されます。このため、再任用者の任用配置に当たっては、他の地家裁管内又は他の高裁管内での再任用を希望した者の勤務地の調整や、再任用希望が小規模序に集



最高裁側

中した場合の勤務地の調整、さらには現役職員の異動ローテーションとの調整等、種々困難な問題に直面するものと思われますので、最高裁としても各高裁と緊密な連携を図りながら適切な対応を行っていきたいと考えています。

(5) 仕事と生活の調和への配慮について

大澤企画調査部長

仕事と生活の調和への配慮についてお聞かせください。

尾崎人事局参事官

書記官については、若い世代を中心に、能力開発、適性発見等の観点に立って、可能な限り多様な職務経験を積んでもらっているところですが、異動計画の策定に当たっては、職員一人一人が、やりがいや充実感をもって働き続けることができ、また家庭生活等においても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるよう、仕事と生活の調和の観点も踏まえ、管理職員による面談を通じて、職員の意向や家庭状況等の個別具体的な事情の的確な把握に努めており、これらの事情を十分に勘案しつつ、職員の意欲と能力に基づき、適性や職務経験等に応じたバランスの良い任用配置が図れるよう十分配慮しています。

(6) 次世代育成を支援する取組や制度(子どもを生み育てることと仕事の両立)について

大澤企画調査部長

次世代育成を支援する取組や制度(子どもを生み育てることと仕事の両立)についてお聞かせください。

尾崎人事局参事官

裁判所においては、次世代育成支援対策法に基づき、特定事業主行動計画（アクションプラン）を策定しており、先般、平成27年度から平成31年度を対象期間とする第3期行動計画が策定、公表されたところです。

平成27年度は第3期の初年度であることから、行動計画の趣旨及び内容を改めて周知し、職員一人一人の理解を深めることが重要であると考えており、各庁における職場ミーティングの実施などの取組を行って、全ての職員にとって働きやすい執務環境の整備を図っていきたいと考えています。

また、第3期においては、男性職員の育児休業取得率を20パーセントとすることを目指すとともに、あわせて、男性職員の3日以上の育児参加休暇率を80パーセントとすることを引き続き目指すこととしています。

これまでの取組によって、アクションプランの趣旨は徐々に職員の間に浸透してきていると見ることができます、今後も、出産・育児をする職員を応援していくとともに、全ての職員の仕事と生活の調和の推進に向けた実効性のある取組を進めていくことが重要であると考えています。

なお、新たなフレックスタイムについては、各行政府省における検討状況について情報

の入手に努めるとともに、裁判所における職務の特性や組織の特殊性を踏まえ、裁判所における対応についての検討を進める必要があると考えており、行政府省の動向等を注視しているところです。

(7) 産前・産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保について

大澤企画調査部長

産前・産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保についてお聞かせください。

尾崎人事局参事官

職員が育児休業をすることになった場合には、業務に支障が出ないように、業務分担の見直しや、任期付採用及び臨時の任用制度の利用による代替要員の確保を検討するなどして、職員が安心して育児に専念できるよう配慮しているところです。

そのため、書記官が育児休業をすることになった場合には、書記官による任期付採用や臨時の任用を行うのが望ましいのですが、書記官に任命できる者を代替要員として確保することは困難な状況にあります。そこで、書記官に任命できる代替要員を確保するために、退職予定者に対し退職後の任期付採用や臨時の任用の希望に関する調査を行うなどして、候補者の確保に努めているところです。今後とも、育児休業期間においても業務に支障が生じないように必要な配慮をしていきたいと考えています。

加えて、産前・産後休暇期間中の代替措置としても、休職者や年度途中の離職者がいる等の限られた場合ではありますが、書記官に任命できる者を代替要員とする臨時の任用を行っています。

書記官数の増加や育児休業の促進により、今後も、育児休業者が高い水準で推移することが見込まれますが、引き続き、育児休業者が安心して育児に専念できるような勤務環境を整えるべく、今後とも代替要員の確保等に努めていく必要があるものと考えています。

また、平成19年8月1日に導入された「育児短時間勤務制度」は、子育て中の職員にとって利用しやすいものとするよう配慮する必要がありますが、一方で公務運営に与える影響も大きいと言わざるを得ない場合もあります。そのため、職員全体の理解を得ながら、配置や業務分担を工夫することなどによって、裁判所の業務においても比較的対応しやすいと考えられる勤務時間の割振りモデルを示しています。このモデルに当たる請求については、基本的に配置や業務分担を工夫することなどにより、できる限り速やかに承認されるものと考えており、実際そのような運用がされていると認識しています。

このモデルに当たる請求については、公務運営に与える影響を考慮しつつ、異動等も視野に入れて慎重に検討せざるを得ないと考えています。

さらに、任期付短時間勤務職員を確保する必要性も高いと考えられますが、任期付短時間勤務職員は、育児短時間勤務を取得した職員と「同一の業務」を行うこととされており、書記官に任命できる者を任期付短時間勤務職員として確保することは相当の困難があります。

いずれにしても、平成22年6月30日から育児短時間勤務をすることができる職員が拡大されており、子育て中の職員にとってこの制度が利用しやすいものとなるよう育児短時間勤務の承認に当たって様々な工夫をすることにより、今後も引き続き適切に対応していきたいと考えています。

7 書記官の人材育成における課題と今後の方向性について

大澤企画調査部長

書記官の人材育成における課題と今後の方向性についてお聞かせください。

尾崎人事局参事官

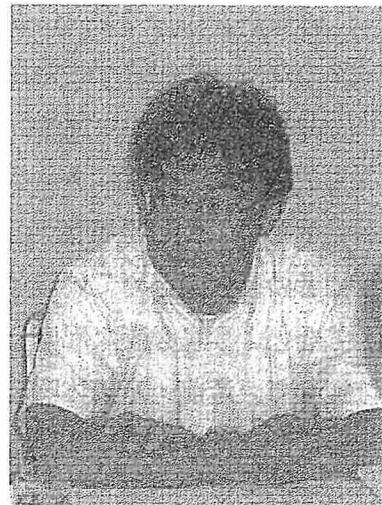
裁判所が国民から期待されている使命を果たしていくためには、書記官においても、民事、刑事、家事及び少年の各分野において、裁判官との協働態勢の下、他の職種とも相互に意思疎通を図り、連携を強化していくとともに、裁判所を利用する人々の多種多様な問題を適切に解決するため、職務遂行能力の向上を図り、適正かつ迅速な手続運営に積極的に関わっていくことが求められます。

裁判所では、これまで司法制度の充実強化に資する人材の育成に取り組んできたところですが、社会情勢の目まぐるしい変化の中、近時、裁判所に提起される紛争も複雑化・困難化の度合いを深めているところ、事件の適切な解決を通じて裁判所がその役割を十分に果たしていくため、職員一人一人が能力を伸長できる人材育成の重要性はますます高まっていると言えます。

これまでの人材育成においては、具体的なOJTの内容は、OJT担当者に委ねられていたのが実情であり、裁判所がどのような人材を育成すべきかという育成の目標が組織的に明確な形で共有されていなかったと思われます。各人の目標の設定も難しい面があったことや、職員の次のステップを意識した能力伸長に関する働きかけが薄くなりがちであったという課題もあったと考えています。

そこで、組織としてどのような人材を育成したいのかという、人材育成に関する基本的な考え方や取り組むべき課題を組織的に共有しながら人材育成を行うことで、効果的な育成を図ることを目的として、平成27年10月以降、よりきめ細やかなOJTを実施するため、人材育成の充実強化を図ることとしています。

具体的には、まず、OJT担当者との面談を行って、各人の課題や目標について意見交換を行い、適切な目標を設定していくことにしました。もちろん、各人が十分納得して高い意欲を持って自己研鑽に取り組めることが最も重要であるため、OJT担当者は各人の意見を尊重しながら面談を進めることになります。次に、面談により共有された育成目標



尾崎人事局参事官

は、育成のためのカードに記載され、OJT担当者だけでなく、その上司や担当裁判官にも情報提供されるので、担当裁判官からも育成目標を踏まえた指導や助言が行われ、組織的に充実したOJTが実施されるようになります。

今後は、このような取組等を通じて、法律専門職である書記官が誇りと自信を持って執務に精励できるように、人材育成の充実強化に取り組んでいきたいと考えています。

大澤企画調査部長

書記官の専門性に関して、現場には特定分野における専門性を伸ばしていきたいと考える書記官もいると思うのですが、異動により担当分野が変わることもあり、OJT担当者の中にはどのような書記官を育成すべきかと考える者もあると思います。以前スペシャリスト、ゼネラリストといったことが言われていた時代もあったと思いますが、このあたりと今回の人材育成の取組との関係をお聞かせください。

尾崎人事局参事官

特定分野における専門性という話になると、職務知識についてはスペシャリスト、ゼネラリストといった議論に馴染むように思います。その他の能力項目については、担当分野にかかわらず、さらに言えば事務局勤務においても共通する汎用性のある能力であり、スペシャリスト、ゼネラリストといった議論にはあまり馴染まないのではないかと思います。

また、職務知識についても、この能力は単に「職務に必要な知識を持っているか否か」ではなく、「担当職務に必要な専門知識や技能を習得でき、これを活用できるか」という能力ですが、こうした力は知識等の収集・習得の場面では情報収集力や理解力等に支えられ、活用の場面では判断力や企画力に支えられる側面も有しております。能力は相互に影響し合って伸長するものであることを考えると、どのような書記官を目指す場合であっても、様々な能力の伸長に取り組むことは大きな意義があるものと思います。このあたりは、書記官の能力整理表を見ていただければ、特定分野において高い専門性を發揮したいと考える書記官にとっても、関係性や必要性の低い能力はないことは御理解いただけると思います。

異動により担当分野が変わるというお話ですが、職務知識という能力を「職務に必要な知識を持っているか否か」という狭い意義で捉えると、異動により担当分野が変わると常に新たな職務知識が必要になると思えるかもしれません。「職務知識をより深く習得し、かつ、これを職務において活用する」と考えた場合、新たな分野の職務知識習得やその活用に取り組むことによって、そうした習得や活用等を支える能力が高まり、より高度な専門性の発揮にも繋がると考えられるのではないでしょうか。

8 メンタルヘルスについて

大澤企画調査部長

メンタルヘルスについてお聞かせください。

春名人事局給与課長

裁判所に勤務する職員が、メンタルヘルス不調により長期に渡って療養を余儀なくされるケースは少なくありません。職員が心身ともに健康で職務に従事し、公務能率を向上させるためにも、予防、早期発見・早期対処、円滑な職場復帰と再発防止の各場面について、管理職員はもとより職員一人一人が心の健康に関する正しい知識を持つことが重要です。

メンタルヘルス不調を予防するためには、心身の不調を感じたら、自分一人で悩まないで、信頼できる人や上司等に相談するなどの行動を取ることが大切です。例えば、異動、昇任、引越し、結婚など、環境が変化する際は、思っている以上にストレスがかかると言われていますので、特に注意が必要です。職員本人の心の悩み相談や上司・同僚からの相談の窓口として、最高裁及び各高裁所在地に臨床心理士などの専門家によるカウンセリング体制を整備し、その他の庁においても、カウンセリング会を実施していますので、是非活用していただきたいと思います。管理職員は、コミュニケーションが取りやすく、風通しの良い職場環境作りを心がけ、部下職員が相談しやすい雰囲気を作ることが大切です。

メンタルヘルス不調の兆候としては、遅刻・早退が増える、服装が乱れる、食欲がなくなる、表情が暗くなるといったことが挙げられるため、言葉や仕事ぶりの変化に注目することが大切です。管理職員は、これらの兆候に気づいたら速やかに話を聞き、人事担当者、健康管理医に相談するなど、適切な対応をとる必要があります。

メンタルヘルス不調で療養していた職員が復帰する際は、円滑な職場復帰と再発防止のために、周囲の理解と協力が非常に重要です。裁判所では、療養のため長期間職場を離れた職員の円滑な職場復帰を支援するため、平成25年1月から、職場復帰前に、元の職場などに一定期間継続して試験的に出勤し、一定の作業を行うことにより、職場復帰に際しての不安を緩和する「試し出勤」を実施しているところです。職場の管理職員、人事担当者、健康管理医による連携と周囲の皆さんの協力を得ながら「試し出勤」を適切に運用することで、スムーズな職場復帰と再発防止が図られるよう努力したいと考えています。

9 システム開発等と書記官事務について

(1) 裁判所における情報化の状況と課題について

大澤企画調査部長

裁判所における情報化の状況と課題についてお聞かせください。

松本情報政策課参事官

裁判所は、これまででも情報通信技術（以下「IT」という。）や情報システムを活用した

情報化を進め、各種の手続や事務処理の合理化及び効率化に取り組んできました。平成16年には、民事裁判事務処理システム及び刑事裁判事務処理システムの全国展開が中止されるという事態が発生しましたが、その翌年の平成17年12月に情報化戦略計画を策定し、民事裁判事務処理システム等に代わる新しい基幹システムを導入する方針を立て、民事裁判事務支援システム（以下「MINTAS」という。）及び刑事裁判事務支援システム（以下「KEITAS」という。）を開発しました。

また、これ以外にも、J・NETポータルの構築、裁判員裁判関係のシステムの開発等、情報化戦略計画に従った各種施策を実現してきました。

この間、ITは目覚ましい発展を遂げてきた反面、情報セキュリティに対する新たな脅威も日々発生するなど、裁判所を取り巻く情報化環境は激変し、新たな課題も生じています。

そこで、平成23年12月に情報化戦略計画を改定し、現在の重点的な課題として、①情報システムの全体最適化、②情報セキュリティ水準の向上、③災害等に強い情報システムの構築等を掲げ、これらの課題に取り組んでいます。

ア 情報システムの全体最適化

裁判所の情報システムは、各部署が必要に応じて開発、運用してきたことから、それぞれの情報システムごとに保守及び運用の仕方が異なるなどの状況が生じており、このような状況は、コスト面だけでなく、職員の利便性の観点からも好ましいものではありません。特に、支部や独簡などの小規模庁においては、一台の端末において複数のシステムを利用するため、異動期やパソコン更新の際、インストールなどに時間を要することになるとか、

そこで、最高裁における各局課間の連携を深めつつ、裁判所全体の観点から「全体最適化」の取組を行うことでコストや利便性の問題を解決しようとしています。

家裁へのMINTAS導入は、MINTASという一つのシステムで家事も民事も処理できるようになるものであり、全体最適化の一つの方向ではないかと考えています。

イ 情報セキュリティ水準の向上

情報セキュリティに関しては、例えば、[REDACTED]のサーバ室の入退室管理を確実なものとしたり、[REDACTED]したりするなどの物理的、技術的な対策を隨時実施してきていますが、職員の情報セキュリティに対する意識の欠如に起因する事案は引き続き発生しています。

当課では、平成19年に情報セキュリティに関する事務総長依命通達、情報政策課長通達及び実施要領を策定して職員の遵守すべき事項を示していましたが、平成26年に、情報化技術の進歩等を踏まえ、ほぼ策定以来となる大幅な改定を行いました。ただし、セキュリティポリシーは、各職員の実践が伴ってはじめて真に有効な対策となり得るのであり、そのような意味での実効性の向上が喫緊の課題と認識しています。このような観点も踏まえ

てルール自体の不断の検証と改定の取組のほか、各府の実情に応じた実践的セキュリティ対策の実施に向けた取組を進めています。このような運用面の対策に加えて、費用対効果の観点も踏まえ、IT関連技術の進歩に確実に対応できるような技術的な対策を行っていく必要があります。

ウ 災害等に強い情報システムの構築等

東日本大震災の発生により、裁判所でもIT機器が使用不能となる等の事態に直面し、業務継続のための備えが必ずしも万全ではないことが判明しました。情報システムを使った業務を継続するための対策が喫緊の課題となっています。そこで、耐災害性を強化するための取組を進めており、平成25年度に構築したデータセンタに各種システムのサーバ機能を順次移転する予定です。加えて、同年度中に全ての裁判所の通信回線（WAN回線）の二重化を完了しました。

(2) 情報化を推進するための人材の育成について

大澤企画調査部長

情報化を推進するための人材の育成についてお聞かせください。

松本情報政策課参事官

平成24年4月、裁判所組織の充実強化の一環として全国の高裁総務課内に文書・情報担当部署が、地家裁総務課に文書（第二）係がそれぞれ設置され、上記部署（家裁の文書係未設置府は庶務係）が情報化関連業務を担当するものとされました（以下、当該業務を担当する部署を「情報化関連業務部署」、職員を「情報化関連業務担当者」という。）。情報化推進のためには各府の情報化関連業務部署と当課が十分な連携を図り、各府におけるニーズなどの必要な情報を適切に共有することが不可欠ですので、定期的に意見交換を実施するなどし、更なる連携態勢を構築したいと考えています。また、従前から裁判部における情報化推進のため、職員全体のレベルアップに向けた指導的役割を果たす者として、全高裁及び全地家裁本府を含む主な裁判所に情報化事務担当者を置いています。情報化関連業務担当者は、①当該府における情報化に関する全府的な状況把握や上級府からの連絡の窓口になる、②裁判所全般及び当該府の情報化に関する施策等を把握し、情報化事務担当者に対し、情報提供、助言、支援等を行う、③IT委員会等の設置運営等を行う、④事務局におけるIT機器、ネットワーク等のトラブル対応等の業務を担当しています。一方、情報化事務担当者は、各府の実情に応じて、①情報政策課所管システムの利用に関し、情報政策課と各府の裁判部との窓口となる、②IT機器、ネットワーク及び情報政策課所管システムのトラブル対応を行う、③情報化に関する研修への協力等を行うことが期待されています。このように情報化関連業務担当者や情報化事務担当者（任命予定者及び補助者を含む。）が中心となって裁判所の情報化が推進されていくこととなるため、これらの職員を対象とした情報処理研修を1年に2回、裁判所職員総合研修所において実施しています。同研修では、全国から参加する120名（1回60名）の研修員に対して、充実した講義

や演習を行っています。

また、事務の効率化や国民へのサービス向上のために裁判所の情報化を更に推進するためには、もはや各業務を行うために欠かすことができなくなったIT機器や情報システムの知識や技能を一般職員に対して効率的に浸透させていくことが重要となってきています。このような観点から、情報政策課では、IT機器や情報システムを利用するに当たって必要となる操作方法や障害対応方法等の情報をJ・NETポータルや「会報書記官」に掲載するなどして、隨時お伝えしています。今後も職員の皆様からの御意見を研修に反映させ、充実させるとともに、情報化の推進に役立つ情報が職員に的確に伝わるように工夫を重ねることで情報化を推進していきたいと考えています。

大澤企画調査部長

書記官に求めるIT能力については、どのようなものであるか、お聞かせください。

松本情報政策課参事官

ITへの拒否反応さえなければ十分対応できるのではないかと考えています。インストール手順書や操作マニュアルについては、懇切丁寧なものを心掛けており、IT能力としては標準的なレベルで十分だと思います。MINTASもKEITASも、利用者に親切なシステム設計となっており、一通り使いこなすという意味で支障を感じることはあまりないのではないかと思いますが、もしもお困りの際は、情報政策課が全面的にバックアップさせていただきます。

(3) 各種裁判事務支援システム(MINTAS, KEITAS)の稼働状況等について

大澤企画調査部長

各種裁判事務支援システム(MINTAS, KEITAS)の稼働状況等についてお聞かせください。

松本情報政策課参事官

ア MINTASの稼働状況

MINTASは、平成26年1月に、支部を含む全高裁への導入が完了し、全国の高裁及び地裁において稼働しています。高裁への導入後も、通常の業務を行う上では、取り扱うデータ量やユーザ数の増加などを原因とするレスポンスの著しい低下などの不具合は見られず、安定して稼働しています。

イ MINTASの家庭裁判所への導入

(ア) MINTASの家庭裁判所への導入の経緯等

家裁の家事事件及び人事訴訟事件等(以下「家事分野」という。)の業務システムである期日進行管理プログラム(家事事件用)を含めた4システムが併存することによるシステム上の非効率な点を解消すべく、平成27年3月までにMINTASの機能を基本とし、家事分野で必要となる[]の情報を管理できる機能、[]に関する機能、[]に関する機能及び[]に関する機能

■を中心とした機能など、家事分野の事務を処理するために必要な機能を追加するなど、家事分野の事務処理に対応できるよう改修しました。

(イ) MINTAS の家庭裁判所への導入展開スケジュール

平成27年7月から平成28年1月までの間に、受付出張所を除く全家庭裁判所310庁に対し、7回に分けて順次MINTASを導入する予定です。

(ウ) MINTAS の家裁導入に向けた取組

a 導入事務担当者研修

各庁における現行システムからMINTASへの移行に関して導入作業の中心的役割を担う職員である導入事務担当者に対して、平成26年12月に、MINTASへの移行を円滑かつ確実に行うための準備作業などを主な内容とする研修を実施しました。

b 操作研修

導入後のMINTASの安定した稼働を図るため、上記導入事務担当者に対し、平成27年6月に、家事分野に対応するために改修した機能を中心としたMINTASの主要な操作方法を内容とする研修を実施します。

c データ移行

MINTASにデータを移行するためのプログラムを平成27年4月に配布しました。本プログラムを利用して、現在各家裁において、各種の準備作業を行っていただいております。今後、データ移行リハーサル等を行いつつ、着実なデータ移行を図っていきたいと考えております。

(エ) MINTAS の家裁導入のメリット

MINTASはセンターサーバ化されており、最高裁において、システム改修の適用作業やバックアップを行うため、各庁のシステム担当者の負担が軽減されます。

さらに、高裁、地裁及び家裁で同じシステムを利用することとなるため、異動に伴うシステムの習熟を容易に図ることができます。

ウ KEITAS の稼働状況

KEITASは、全国の地裁本庁及び支部において稼働しており、通常業務及び当直業務を行う上では、取り扱うデータ量やユーザ数の変動などを原因とするレスポンスの著しい低下などの不具合は見られず、安定して稼働しています。

エ KEITAS の機能改善改修

平成27年1月に、これまでに寄せられた意見等を踏まえ、過誤防止、事務処理の効率化や操作性の向上を図ることを目的として、■に関する機能を中心に改修を行いました。



松本情報政策課参事官

作成事務については、通常想定される処理手順に沿った登録作業が可能になった上、画面表示を分かりやすくすることで効率的な処理が可能になりました。

そのほかにも、利便性の向上を図ることを目的として、これまで保守業者によるデータ修正を必要としていた事項の一部について、一定の権限を有する利用者であれば修正作業が可能となるなどの改修を行いました。

オ KEITAS の更に使いやすいシステムに向けた取組

KEITAS では、操作や各庁での運用に必要な情報をオンラインヘルプの形に集約して提供しており、引き続きこのヘルプ機能を充実させていく予定です。

また、ユーザサポートに寄せられた問合せに効率的に対応するため、定型的な問合せ内容については、オンラインヘルプから [REDACTED] したファイルにあらかじめ必要な情報を入力した上で依頼する方法としていることから、問合せ者とユーザサポートとの間で円滑なコミュニケーションを図ることができるようになり、一定の内容のデータ修正であれば作業にかかる期間を短縮することができるようになっています。

そのほかにも、KEITAS を新規にインストールした場合や不具合が発生した場合に、端末の設定を確認し、KEITAS の利用に必要な設定をすることができるツールを提供し、利用者が滞りなく KEITAS を利用できるようになっています。

今後も各庁から寄せられた御意見や御要望を踏まえ、ユーザサポートを始めとする各保守担当業者と連携し、更に使いやすいシステムとなるよう努力していきます。

(4) 家庭裁判所や簡易裁判所の情報化について

大澤企画調査部長

家庭裁判所や簡易裁判所の情報化についてお聞かせください。

松本情報政策課参事官

ア 家庭裁判所の情報化について

(ア) 家事分野について

家裁の家事分野の情報化については、(3)のイで述べたとおりです。

(イ) 少年事件処理システムの改修について

少年事件処理システムについては、従前各庁ごとに分散していたサーバをセンターサーバ方式へ移行する作業が平成27年2月に完了し、障害やアプリケーションの変更等が発生した場合においても、原則として、センターサーバ側においてメンテナンス及びバックアップを行うことができるようになりました。これにより各庁のシステム担当者の負担を軽減しつつ、重要かつ秘匿性の高い少年事件のデータを集中管理し、高いセキュリティレベルの下での稼働を実現しました。

イ 簡易裁判所の情報化について

期日進行管理プログラム（簡裁民事事件用）が、全国の簡裁438庁に導入されており、簡裁の民事事件処理のための基幹プログラムとして、事務処理上不可欠なものになってい

ます。

(5) J・NET ポータルの充実について（3(1)イを除く分野について）

大澤企画調査部長

J・NET ポータルの充実について（3(1)イを除く分野について）お聞かせください。

松本情報政策課参事官

J・NET ポータルは、

平成19年8月から運用しているJ・NET ポータルは、平成23年度には、サーバを更新して最新の機器を導入するとともに、各種設定の見直しを行い、ポータルの起動やレスポンスの向上を図りました。

また、新たなコンテンツとして、平成24年度には、裁判官を含む全職員が閲覧できる「書記官事務の整理」が設けられました。平成25年度には各府での情報共有等に利用できるよう「高地家簡裁掲示板」の運用が開始され、現在は、一日に約2万件のアクセスがあります。今後もJ・NET ポータルが各種業務の基盤として利用されるよう、更なる充実を目指していきます。

(6) 情報セキュリティ（USB メモリ等による非公表情報の持ち出しを含む。）の職員への意識付けについて

大澤企画調査部長

情報セキュリティ（USB メモリ等による非公表情報の持ち出しを含む。）の職員への意識付けについてお聞かせください。

松本情報政策課参事官

昨年「サイバーセキュリティ基本法」が制定、施行されるなど、政府のサイバー攻撃に対する態勢整備が進められている中、公的機関の保有する情報を狙った標的型メールが引き続き複数の裁判所職員に対して送信されるなど、裁判所においても情報セキュリティに対する脅威はますます高まっており、情報セキュリティに対する職員への意識付けの重要度も年々増しています。

一方で、職員の情報セキュリティに対する意識の欠如に起因する事案が引き続き発生しており、情報セキュリティの職員への意識付けを強化することは依然として裁判所の重要な課題の一つであると認識しています。

一般的にも、情報漏えい事故件数の大半は人的ミスに起因すると言われていることから、職員に対して情報セキュリティの重要性を意識付けるため、あらゆる機会を捉えて根気強く、粘り強く指導を繰り返していくことが重要であると考えています。

具体的には、情報セキュリティ研修、情報処理研修等の研修において、情報セキュリティに関する基礎知識及び最新動向並びに裁判所の情報セキュリティポリシー及び裁判所

の情報セキュリティ対策を説明するとともに、実際に起った情報セキュリティに関する事故事例を題材にすることで、個々の職員だけでなく部課室全体で情報セキュリティの必要性・重要性を話題にし、理解を深めてもらうような取組をしていきたいと考えています。また、高地家裁の情報化関連業務部署とも連携して、毎年実施している情報セキュリティ対策の自己点検や情報セキュリティ監査、標的型メール攻撃訓練等の機会を利用して、職員の情報セキュリティに関する意識を引き続き高めていきたいと考えています。

(7) 平成28年に予定される [REDACTED] と書記官事務への影響について

大澤企画調査部長

平成28年に予定される [REDACTED] と書記官事務への影響についてお聞かせください。

松本情報政策課参事官

現在、各庁に整備している職員貸与パソコン及び共用パソコン等については、平成28年度に一斉更新（リース）を行い、[REDACTED]

[REDACTED] により書記官事務に支障が生じることがないよう必要に応じてシステムの対応改修等を行っているところです。

また、ハードウェアの仕様については、裁判所の業務の内容やセキュリティの確保という観点から必要な機能について検討を進めています。

職員貸与パソコン及び共用パソコン等を一斉に更新することは、これまでにない大規模な作業になるため、各庁への納入に当たっては、相当程度の作業期間を設けて対応していくことになります。

10 東日本大震災への対応状況について

大澤企画調査部長

東日本大震災への対応状況についてお聞かせください。

大須賀総務局第一課長

東日本大震災の発生から4年あまりが経過しました。

被災庁においては、震災に関連する法的紛争への対応を推し進め、最高裁判所としても、被災庁における事件処理の支援に努めてきたところです。

現時点の被災庁における民事訴訟事件の数については、震災前の水準を下回っているものの、これは、全国的な事件動向と同様に、いわゆる過払金事件の減少による影響が大きいと思われます。過払金事件を除く一般の民訴事件について見ると、震災前（平成22年）の水準よりも増加している府もあります。また、原子力発電所の事故に関しては、引き続き損害賠償請求が提起されています。

さらに近時、被災地の復興事業に伴う用地取得加速化の動きにより、財産管理制度の活用が進みつつあるなど、情勢に動きもあるところであります。事件動向について今後の予測を

行うことは容易ではありません。今後とも、裁判所全体が被災地における事件等の動きを注視し、適切かつ機動的に対応していく必要がある中、書記官においても、必要な事務処理を迅速に行うなどして、状況の変化に応じた適切な対応が求められることになります。

大澤企画調査部長

ありがとうございました。以上をもちまして、予定していたテーマを全て終了いたしました。

千葉事務局長

それでは最後に、永田会長から閉会の御挨拶を申し上げます。

永田会長

本日は、長時間、多岐にわたるテーマについて、大変有意義なお話を聞かせいただき、ありがとうございました。最高裁事務総局の皆様方が、書記官のために、あらゆる分野で多角的に、書記官制度、書記官事務、書記官に対する処遇等を検討していただいている状況をお伺いすることができ、改めて、その御努力に敬意を表する次第です。

本日の座談会は、全国の会員にとって、また日書協の今後の活動を検討するに当たって、大変有益な情報を提供していただいたと思います。今後とも日書協に対して御支援を賜りますようお願い申し上げて、この座談会終了の挨拶といたします。本日は、誠にありがとうございました。

千葉事務局長

以上をもちまして、総務局、人事局及び情報政策課との座談会を終了させていただきます。ありがとうございました。